

坂井市三国希望園 指定管理者の候補者審査委員会 選定結果

1 募集施設

施設名	指定期間	募集区分	募集方法
坂井市三国希望園	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	単独	非公募

2 申請者

申請者	所在地
社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会	坂井市坂井町下新庄第18号3番地1

3 健康福祉部候補者審査委員会

1) 健康福祉部候補者審査委員会の組織 委員3名

2) 健康福祉部候補者審査委員会開催状況

【第1回】令和5年10月30日(月)午後1時30分

- ・委員の委嘱
- ・委員長の選出
- ・候補者選定に係る審査マニュアルの説明
- ・配付資料の説明
- ・申請者に対するヒアリング(質疑応答)の実施
- ・各委員による審査及び審査結果の取りまとめ
- ・指定管理者候補者の選定

4 基準価格等

基準価格等 ※			類似施設運営 実績の有無
基準価格 ①	提案価格 ②	提案率 (②/①)	
0	0	—	有

※「基準価格等」は、指定期間全体の数値を計上。単位は、千円。

5 審査方法

「指定管理者の候補者選定に係る審査マニュアル」に基づき、提出された申請書の内容を選定項目に照らし合わせ、また、個別に提案を求めた事業計画等について、提出された申請書により、その内容を審査した。

6 選定方法

内容審査の結果、申請者を指定管理者の候補者として選定した。

7 選定結果

1) 選定理由

「指定管理者の候補者選定に係る審査マニュアル」に基づき、提出された申請書の内容を選定項目に照らし合わせ、また、個別に提案を求めた事業計画等について、提出された申請書により、その内容を審査した。その結果、社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会については、当該施設の設置目的を十分に理解したうえで、障害児・者の社会参加や地域交流にかかる事業などの優れた提案があり、また今までの管理運営の実績からも、引き続き当該施設を適正、かつ、効果的に管理運営を行う能力を有していると判断できるため、社会福祉法人 社会福祉協議会を指定管理者の候補者として選定した。

2) 選定項目に係る判定結果

選定項目	判定
(条例第4条第1号) 事業計画書の内容が、住民の平等利用を確保することができるものであるか	<input checked="" type="radio"/> 適 ・ 否 (適・否判定)
(条例第4条第2号) 事業計画書の内容が公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであるか	<input checked="" type="radio"/> 適 ・ 否 (適・否判定)
(条例第4条第3号) 指定管理者が計画書に沿って管理を適正かつ確実にを行う人的能力及び物的能力を有するものであるか	<input checked="" type="radio"/> 適 ・ 否 (適・否判定)
(条例第4条第4号) その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項	<input checked="" type="radio"/> 適 ・ 否 (適・否判定)

※ 条例：坂井市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例